

令和7年2月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第19385号 差止請求事件

口頭弁論終結日 令和6年12月16日

判 決

5 東京都千代田区六番町15番地

原 告	特定非営利活動法人消費者機構日本
同 代 表 者 理 事	佐々木 幸孝
同訴訟代理人弁護士	森 哲也
同	釜谷 理恵
同	北 後 政彦

10 東京都港区北青山二丁目7番13号3F

被 告	合同会社LeyLineGroup
同代表者代表社員	柳 川 信 證
主 文	

- 15 1 被告は、消費者に対し、別紙契約目録記載の契約の締結について勧誘をするに際し、仕事を紹介する具体的予定がないのに、その予定がある旨告げてはならない。
- 20 2 被告は、消費者に対し、別紙契約目録記載の契約に基づく役務の提供が特定商取引に関する法律2条1項にいう訪問販売に該当する場合に、同法9条1項所定の申込みの撤回等ができないとする意思表示をしてはならない。
- 25 3 被告は、消費者に対し、別紙契約目録記載の契約に関し、以下の意思表示をしてはならない。
- (1) 消費者が契約期間の満了に際して連絡なく更新又は解除の手続を遅滞した場合には、積立金の受取りを放棄したとみなす旨の意思表示

(2) 消費者が契約期間の途中で解約した場合には、保証金及び入会金（事務手数料）を返還しない旨の意思表示

4 被告は、第2項及び第3項の意思表示が記載された契約書その他一切の表示を破棄せよ。

5 被告は、被告の従業員及び委託している勧誘者に対し、以下の点を周知徹底させる措置をとれ。

(1) 第1項の勧誘行為並びに第2項及び第3項の意思表示をしてはならないこと。

10 (2) 第2項及び第3項の意思表示が記載された契約書その他一切の表示を破棄して使用しないこと。

6 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 15
- 1 主文第1項と同旨
 - 2 主文第2項と同旨
 - 3 主文第3項と同旨
 - 4 主文第4項と同旨
 - 5 主文第5項と同旨

第2 事案の概要

20 1 事案の骨子

本件は、適格消費者団体である原告が、販売業者又は事業者である被告に対し、別紙契約目録記載の契約（以下「本件契約」という。）に関し、次の請求をする事案である。

- 25
- (1) 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）58条の18第1項1号イ又は消費者契約法12条1項に基づき、契約について締結を勧誘するに際しての不実告知の停止（前記第1の1）及びこれを周知徹底させる

措置の採用（同５）を求めるもの（以下「請求①」という。）。

(2) 特定商取引法５８条の１８第２項１号に基づき、同法９条１項所定の申込の撤回等（以下「クーリングオフ」という。）を否定する条項に係る意思表示の停止（前記第１の２）及び契約書等の破棄（同４）並びにこれらを周知徹底させる措置の採用（同５）を求めるもの（以下「請求②」という。）。

(3) 消費者契約法１２条３項に基づき、積立金の放棄に係る条項に係る意思表示の停止（前記第１の３）及び契約書等の破棄（同４）並びにこれらを周知徹底させる措置の採用（同５）を求めるもの（以下「請求③」という。）

(4) 特定商取引法５８条の１８第２項２号又は消費者契約法１２条３項に基づき、保証金及び入会金の不返還に係る条項に係る意思表示の停止（前記第１の３）及び契約書等の破棄（同４）並びにこれらを周知徹底させる措置の採用（同５）を求めるもの（以下「請求④」という。）。

２ 請求原因

(1) 請求①の請求原因（以下「請求原因①」という。）

別紙「請求の原因」第３及び第５記載のとおり（ただし、「本契約」を「本件契約」と、「請求の趣旨」を「請求」とそれぞれ読み替える。以下同じ。）

(2) 請求②の請求原因（以下「請求原因②」という。）

別紙「請求の原因」第３の１、第４の１及び第５記載のとおり

(3) 請求③の請求原因（以下「請求原因③」という。）

別紙「請求の原因」第３の１、第４の２及び第５記載のとおり

(4) 請求④の請求原因（以下「請求原因④」という。）

別紙「請求の原因」第３の１、第４の３及び第５記載のとおり

３ 被告の主張

被告は、令和５年１０月頃に本件契約に係る事業を廃止し、今後も同事業を再開させる予定はなく、既に事実上廃業している。

第３ 当裁判所の判断

1 請求原因事実について

被告は、請求原因①ないし④の各事実のうち、別紙「請求の原因」第3及び第4記載の各事実を争うことを明らかにしないから、これらを自白したものとみなす。また、証拠（甲4ないし6、甲7の1及び2）及び弁論の全趣旨によれば、別紙「請求の原因」第5記載の事実が認められる。

他方、被告は、別紙「請求の原因」第5記載の事実に関し、本件契約に係る事業を廃止しているなどとして、差止めの対象である各行為を現に行っておらず、又はこれを行うおそれがない旨の主張をするようである。しかし、証拠（甲10）によれば、被告は、少なくとも令和6年4月から同年6月までの間に、上記事業を行っていたことが認められ、他に上記事業の廃止をうかがわせるような事情は何ら見当たらない。したがって、被告は、現在においても、上記事業を継続しており、上記の各行為を現に行い又はこれを行うおそれがあるものと認めるのが相当である。

以上によれば、請求原因①ないし④の各事実は、いずれも認めることができる。

2 差止請求の可否

(1) 請求①について

請求原因①の事実によれば、被告が、不特定かつ多数の消費者に対し、本件契約の締結について勧誘するに際し、訪問販売かつ重要事項である本件契約に基づく役務の内容について不実の告知を現に行い又はこれを行うおそれがあるものと認められる。

したがって、請求①には理由がある。

(2) 請求②について

請求原因②の事実によれば、被告が現に使用し又は使用するおそれがある本件契約13条1項7号の規定が、訪問販売における契約の申込者等にクーリングオフの権利を認める特定商取引法9条1項に反する特約（同条8項）

に該当すると認められる。

したがって、請求②には理由がある。

(3) 請求③について

請求原因③の事実によれば、被告が現に使用し又は使用するおそれがある
本件契約5条2項後段の規定は、民法519条の適用による場合に比して、
消費者の権利である積立金返還請求権を制限し、かつ、信義則に反して消費
者の利益を一方的に害するから、消費者契約法10条に規定する消費者契約
の条項に該当すると認められる。

したがって、請求③には理由がある。

(4) 請求④について

請求原因④の事実によれば、被告が現に使用し又は使用するおそれがある
本件契約5条3項第5文及び同条4項第1文は、特定商取引法10条1項3
号及び4号による制限を上回る損害賠償額の予定又は違約金の定めに当たる
から、同条に反する特約に該当する。また、上記の定めは、解除の事由、時
期等の区分を一切設けることなく、一律に、契約期間の途中で本件契約が解
除された場合、消費者の被告に対する損害賠償額を保証金額であるとするも
のであって、被告に生ずべき平均的な損害を超える部分を含む規定であるか
ら、消費者契約法9条1項1号に規定する消費者契約の条項に該当すると認
められる。

したがって、請求④には理由がある。

3 結論

よって、原告の請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとして、
主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第18部

裁判長裁判官

田中寛明

裁判官

和一彦



裁判官

袖山佳人



(別紙)

請求の原因

第1 はじめに

本件は、内閣総理大臣から認定を受けた適格消費者団体である原告が、事業者である被告に対し、特定商取引法第58条の18又は消費者契約法第12条に基づく差止請求権を行使し、本契約締結の勧誘に際しての不実告知の停止、本契約条項に基づく意思表示の停止、同意意思表示が記載された契約書その他一切の表示の破棄及び被告従業員らにこれらを周知徹底させる措置を取ることを求める事案である。

第2 当事者

1 原告

原告は、平成19年8月23日、内閣総理大臣から消費者契約法第13条第3項の規定に基づいて認定され、令和元年8月20日、認定の有効期間の更新をした適格消費者団体である（甲第1号証）。

2 被告

被告は、芸能タレントのマネジメント業務、コンテンツの制作、タレントの育成、観光案内業、ITに関する各種企画及び開発、ダンス及び演技のレッスンの実施、各種イベント運営、映画、ドラマ及びバラエティ番組への投資及び出資、広告業及び営業代理店業務等を業とする株式会社である（甲第2号証）。

第3 被告は差止対象となる不当勧誘を現に行っていること

1 被告による勧誘状況

被告は、不特定かつ多数の消費者に対し、インターネットのオーディションサイトなどで、ミュージックビデオなどの特定のオーディションを行うと告知して、同オーディションに申し込んだ者を被告の営業所に呼び出し、この者に対して、オーディションに合格するには実績不足である、入会金ないし事務手数料5万円を支払い、被告と本契約（甲第3号証）を締結すれば、実績をつけるための仕事を回すことができると申し向け、本契約を締結させている（なお、被告は本契約を締結するに際して、別途保証金（総額54万円税別）の支払いを求める。詳細は第4の2、3において後述する。）。

しかし、実際には被告から仕事が回ってこない等、本契約に関する苦情件数は多数にのぼっている。詳細は第5において後述する。

2 被告が本契約の勧誘に際して不実告知（特定商取引法第5.8条第1項第1号イ）を行ったこと

（1）本契約に基づく役務の提供が訪問販売に該当すること

被告は、インターネットのオーディションサイトなどで特定のオーディションを行うと告知し、同オーディションに申し込んだ消費者に対し、電磁的方法により、本契約の締結について勧誘するためのものであることを告げずに被告の営業所に来訪を要請し、その者と本契約を締結している。

よって、本契約に基づく役務の提供は、「訪問販売」（特定商取引法第2項第1項第2号、特定商取引に関する法律施行令第1条第1号）に該当する。

（2）被告が不特定かつ多数の者に対し、本契約の締結について勧誘するに際して不実告知を現に行っていること

ア 被告は、別紙「PIO ネット相談事例数及び内容」に記載のとおり、（1）にて述べた経緯で被告の営業所に来訪した不特定かつ多数の消費者に対

し、オーディションに合格するには実績不足である、被告と本契約を締結すれば、実績をつけるための仕事を回すことができると告知しているが、実際には、本契約を締結した者に対して仕事を回していない。

イ よって、被告は、不特定かつ多数の者に対し、本契約の締結について勧誘するに際し、本契約の「役務」の「内容」について不実告知（特定商取引法第58条の18第1項第1号イ）を現に行っている。

ウ また、オーディション合格に向けた実績をつけるための仕事を回されなければ消費者が本契約締結には至ることはないと考えられるため、実績をつけるための仕事を回すことができる旨の被告の告知内容は、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき」「役務の「内容」という「重要事項」（消費者契約法第4条第5項第1号）に該当する。

よって、被告は、不特定多数の消費者に対し、本契約の締結について勧誘するに際し、「重要事項」について不実告知（消費者契約法第4条第1項第1号）を現に行っている。

（3）小括

よって、原告は、被告に対し、特定商取引法第58条の18第1項第1号イ又は消費者契約法第12条第1項に基づき、請求の趣旨1記載の勧誘行為の停止、並びに被告の従業員及び委託している勧誘者に対して請求の趣旨1記載の勧誘行為を行ってはならないことを周知徹底させる措置をとることを求める。

第4 被告は差止対象となる契約条項を現に使用していること

- 1 本契約第13条第1項第7号の規定は、特定商取引法第9条第8項の「特約」に該当すること

被告は、不特定多数の者と本契約を締結するに際し、甲第3号証の「専属演者契約書」（以下、「本契約書」という）を現に使用しているところ、本契約書第13条第1項第7号には「クーリングオフは出来かねます。」と規定されている。

上記のとおり、本契約に基づく役務の提供は、「訪問販売」（特定商取引法第2条第1項）に該当するところ、訪問販売における契約の申込者等にはクーリングオフの権利が認められており（特定商取引法第9条第1項）、本契約第13条第1項第7号の規定は、かかる特定商取引法第9条第1項の規定に反する「特約」（特定商取引法第9条第8項）に該当する。

よって、原告は、被告に対し、特定商取引法第58条の18第2項第1号に基づき、請求の趣旨2、4及び5記載のとおり、本契約第13条第1項第7号の規定にかかる意思表示の停止、本契約書等の廃棄、並びに被告の従業員及び委託している勧誘者に対して請求の趣旨2記載の意思表示を行ってはいないことを周知徹底させるなどの措置をとることを求める。

2 本契約第5条第2項後段の規定は、消費者契約法第10条に規定する契約条項に該当すること

上記のとおり、被告は、不特定多数の者と本契約を締結するに際し、本契約書を現に使用しているところ、本契約第5条第3項第1文において、消費者は、被告に対し、保証金として合計54万円（税別）を支払う義務があるとされ、同条項第3文において、保証金は、本契約満期での解除時に支給される積立金の原資とされている。そして、同条第2項は、消費者に対し、被告が消費者宛に契約の更新意思の確認メールを送信してから1週間以内に書面にて契約更新か解除の手続を行うことを要求し（以上前段）、同手続をとることが困難な場合は、被告に対して速やかに連絡を行うことを求め、その

連絡をすることなく同手続を遅滞した場合は、自動的に本契約が満了し、消費者が積立金の受け取りを放棄したとみなす（以上後段）と規定する。

（１）消費者契約法第１０条前段要件該当性

本契約第５条第３項等において定める「保証金」は、保証金という名称や、同条第４項第１文が保証金を原資とする積立金は原則として契約満了時に申請者へ支給されると規定していることから、本契約に基づく消費者の被告に対する損害賠償義務を含む一切の債務を担保したものと解される。とすれば、本契約満了時において、消費者の被告に対する債務が一切生じていない場合、被告は、消費者に対し、支払済みの保証金を原資とする積立金全額について返還する義務が生じることになる。

そして、法令中の公の秩序に関しない規定である民法第５１９条の適用による場合、債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示したときにその債権が消滅するとされ、債権者の任意の意思表示なくして債権が消滅することはない。しかるに、本契約第５条第２項後段は、消費者の意思表示なくして、消費者が積立金の受け取りを放棄したとみなす（換言すれば、被告の積立金返還義務が消滅する）と規定している。

よって、本契約第５条第２項後段の規定は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用である民法第５１９条の適用による場合に比して、消費者の権利である積立金返還請求権を制限する消費者契約の条項であることは明らかである。

（２）消費者契約法第１０条後段要件該当性

本契約第５条第２項後段の規定は、本契約の相手方である消費者が被告に対し、所定の連絡をすることなく契約更新又は解除の手続を遅滞した場合、積立金の受け取りを放棄したとみなすとしているが、積立金の額は５４万円（税別）と極めて高額であることなどからして、同規定が消費者の

利益を害する重大な効果を及ぼすものであることは明らかである。

これに対し、同規定は、消費者が所定の連絡をすることなく上記手続を遅滞した場合、自動的に本契約が満了すると規定し、その場合、本契約は当初より予定された契約期間どおりに終了することで確定するのであるから、被告において手続の煩瑣等は全くなく、消費者の上記手続遅滞によって被告が蒙る不利益はないといえる。

したがって、本契約第5条第2項後段の規定は、民法第1条第2項に規定する基本原則たる信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることは明らかである。

(3) 小括

したがって、本契約第5条第2項後段の規定は、消費者契約法第10条に規定する消費者契約の条項に該当する。

よって、原告は被告に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、請求の趣旨3(1)、4及び5記載のとおり、本契約第5条第2項後段の規定にかかる意思表示の停止、本契約書等の廃棄、並びに被告の従業員及び委託している勧誘者に対して請求の趣旨3(1)記載の意思表示を行ってほならないことを周知徹底させるなどの措置をとることを求める。

3 本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文は、特定商取引法第10条第1項の規定に反する特約であり、また、消費者契約法第9条第1項第1号に規定する契約条項に該当すること

(1) 解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に該当すること

上記のとおり、被告は、不特定多数の者と本契約を締結するに際し、本契約書を現に使用しているところ、本契約第5条第3項第5文は、契約満

了時以外での保証金の返金はできないと定め、同条第4項第1文は、契約満了に達せず契約解除した場合、積立金は支給されないと規定する。

この点、前述のとおり、本契約における保証金は、消費者の被告に対する一切の債務を担保したものと解されるところ、上記条項は、契約期間の途中で本契約が解除された場合、消費者の被告に対する損害賠償額を保証金と同額であるとして、保証金を原資とする積立金を支給しないと定めたものといえるから、同規定は、本契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に該当する。

(2) 特定商取引法第10条第1項に反する特約であること

特定商取引法第10条第1項は、訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限を定める。具体的には、①役務提供契約の解除が当該役務提供の開始後である場合には、提供された当該役務の対価に相当する額及びこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の支払いを請求することができないとし(3号)、②契約の解除が当該役務提供の開始前である場合には、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及びこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の支払いを請求することができないとする(4号)。

この点、前述のとおり、本契約に基づく役務の提供は「訪問販売」に該当するから、本契約が契約期間の途中で解除された場合、被告が消費者に対して請求し得る損害賠償又は違約金の額は、上記①又は②の制限を受ける。

しかるに、本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文は、(1)のとおり、上記①又は②の制限を大幅に上回る解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に該当するものであるから、特定商取引法第10条の規定に反する特約であるといえる。

(3) 消費者契約法第9条第1項第1号に規定する契約条項に該当すること

消費者契約法第9条第1項第1号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超えるものについては、当該超える部分は無効と定める。

しかしながら、本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文の規定は、解除の事由、時期等の区分を一切設けることなく、一律に、契約期間の途中で本契約が解除された場合、消費者の被告に対する損害賠償額を保証金同額であるとしていることから、その額には、解除の事由、時期等の区分に応じて、解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害の額を超える部分が含まれていることは明らかという他ない。

したがって、本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文は、被告に生ずべき平均的な損害を超える部分を含む規定であるから、消費者契約法第9条第1項第1号に規定する消費者条項に該当する。

(4) 小括

よって、原告は、被告に対し、特定商取引法第58条の18第2項2号又は消費者契約法第12条3項に基づき、請求の趣旨3(2)、4及び5記載のとおり、本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文の規定にかかる意思表示の停止、本契約書等の廃棄、並びに被告の従業員及び委託している勧誘者に対して請求の趣旨3(2)記載の意思表示を行ってはないことを周知徹底させるなどの措置をとることを求める。

第5 被告に関する苦情が短期間に極めて多いこと

被告に対しては、全国各地の消費生活センターに、その勧誘方法や契約内

容等について問題があるとの苦情相談が多数寄せられている。

その件数は、2022年に67件、2023年に44件、2024年（1月1日から5月21日までの約5か月弱の間）に24件（2021年以前は25件）と2年5か月弱の間に合計135件（2021年以前を含むと160件）もの苦情相談が多数寄せられている（甲第4号証から甲第6号証）。

ところで、購入した商品やサービスについて不満を持った消費者の中で、実際に各地の消費生活センターに相談を持ち込む者の割合は、わずか3%程度で、いわば氷山の一角に過ぎない（甲第7号証の1、2）から、実際には、この相談件数よりも多くの被害件数が存することは想像に難くない。

本件被告のケースは、代表者が自ら勧誘していることがほとんどと思われるところ、2年5か月弱の間（871日間）に135件の被害相談があるということは、単純に計算すると1週間に1人以上の被害が発生していることになるが、上記のとおり、消費生活センターに相談を持ち込まれるのが氷山の一角に過ぎないとすると、この2倍、3倍の被害事例が存する可能性が極めて高い。被告は、これほどまでに多数の相談・苦情を受け、被告自身その問題性を認識しておりながら、何らの改善策もとらないまま、極めて多数の被害者を発生させているのである。

第6 本訴提起に至るまでの原告・被告間の交渉経過

- 1 原告は、令和5年11月10日、被告に対し、被告の勧誘方法及び被告の使用する本契約書の契約条項について、特定商取引法等に基づく差止め申入れを文書にて行った（甲第8号証）。

これに対し、被告からは、何の回答もなかった。

- 2 原告は、被告に対し、令和6年7月5日、消費者契約法第41条1項に定める書面をもって、請求の趣旨記載の請求を事前に行い（甲第9号証の1）、

同書面は、同年7月8日、被告に到達した（甲第9号証の2）。

これに対し、被告からは、何の回答もなかった。

3 これらの点からも、被告において、本訴で差止めを求めている各行為を現に行い又は行うおそれがあることは明らかである。

第7 結語

よって、原告は、被告に対し、特定商取引法第58条の18第1項第1号イ、同条第2項第1号及び同条項第2号並びに消費者契約法第12条第1項及び同条第3項に基づき、請求の趣旨記載の差止めを求める。

別紙

PIOネット相談事例数及び内容

		甲 4	甲 5	甲 6
	相談登録時期	2020.4.1 ～2023.8.29	2023.8.30 ～2024.2.26	2024.2.27 ～2024.5.21
	相談事例件数	125事例 (下記は直近100事例)※	14事例	21事例
	相談概要	事例NO.	事例NO.	事例NO.
①	オーディションに受かるためには実績不足なので、事業者に登録すれば、仕事を回すので実績を積み上げることができる。 甲4-23件、甲5-10件、甲6-13件 合計46件	1, 2, 4, 7, 8, 13, 16, 17, 18, 19 20, 21, 22, 23, 24, 28, 30, 31, 37, 41, 48, 51, 58	1, 2, 4, 5, 6, 8, 9, 11, 13, 14	3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 12, 13, 16, 17, 18, 21
②	仕事を回すためにはレッスンを受けてもらう必要がある。 甲4-3件、甲5-0件、甲6-0件 合計3件	43, 47, 50		
③	確実に仕事を回せる契約である。 甲4-6件、甲5-0件、甲6-0件 合計6件	2, 6, 15, 19, 20, 82		
④	映画出演ができる、出演する案件を紹介する。 甲4-40件、甲5-7件、甲6-14件 合計61件	5, 9, 11, 12, 13, 33, 34, 38, 42, 45, 52, 56, 58, 60, 62, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 72, 73, 76, 77, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 80, 93, 95, 96, 97, 99	4, 6, 9, 11, 12, 13, 14	4, 6, 8, 9, 10, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21

※ PIO-NET情報の相談概要は相談登録期間のうち直近100事例のみ開示される。

これは正本である。

令和7年2月26日

東京地方裁判所民事第18部

裁判所書記官 飯山 貴史

